

第4回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時：平成22年7月6日（火）午後1時30分～午後3時30分

2. 場所：鳥取市役所4階第3会議室

3. 出席者

会長：池原範雄

副会長：池本道子

委員：一盛真委員、池沢知一委員、加賀田さゆり委員、坂根政代委員、

薛幸夫委員、田中佳代子委員、林田廸子委員、松井満洲男委員、

森田孝明委員、浅井隆夫委員、徳本秀雄委員、今度珠美委員、

（欠席委員：高橋淳委員）

事務局：人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課政策推進係主幹、

人権推進課同和対策係長、人権推進課啓発・相談係長、

4. 会議事項

・開会

・あいさつ

・審議

議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

・事務局

時間となりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。会長のご挨拶をお願いいたします。

・会長

数日前の大雪による被害がかなり局地的に出てきております。そういうことと合わせて、今、国政選挙で賑わっております。大変この慌しい、忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。また、今日のこの審議会は、第4回目になるわけです。いよいよまとめの段階に入って来て、どうぞ皆さんの知恵をしっかりと吸収していただきまして、何とか、後1、2回の審議会でまとめていきたい、このように願っております。よろしくご指導ご鞭撻の程、お願いしたいと思います。また、今日の審議を効率的に進めるために、改正、改変すべき点、あるいは論点、論議する中心点を明らかにしながら、お互いに意見を交換し合って深めていきたいと思いますので、ご協力、ご指導、ご理解をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、これ以降は司会、進行を会長の方でよろしくお願ひします。

・会長

それでは、本日議題に挙がっておりますけれども、見直し条例について、事務局の提案説明をお願いいたします。

・事務局

各委員の皆様には第1回～第3回、慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。前回の第3回の審議会におきまして、条例（案）のたたき台を事務局で作成するということになっておりましたので、本日、提案をさせていただくところです。今までの3回の審議会におきまして、個別の人権課題の取り組みという視点ではなく、人権が確立される、人権尊重の取り組み、人権施策推進の取り組みという視点で条例をということでありましたので、素案を作成させていただきました。もう1度申し上げますが、あらゆる人権課題解決のために取り組んでいくという位置づけで、この条例素案のたたき台を作成したところであります。このたたき台の作成にあたっては、お手元に第2回審議会で配布したものと同じものですが、条例見直しについての意見という資料をお配りしております。名称については、現行どおりとする、あるいは人権尊重のまちづくり条例とするという意見がありましたが、たたき台では人権が尊重される社会の実現に向けてという趣旨の名称とさせていただきました。また、前文を設けたこと、それから市民の定義を設けたことなど委員の皆様からの寄せられた意見を参考に、このたたき台を作成しております。この条例（案）は、あくまでもたたき台でございますので、委員の皆様で慎重にご審議をいただけたらと思っております。それでは、条例（案）のたたき台の内容について、担当の方からご説明させていただきます。

・事務局

では、条例の内容につきまして、説明させていただきます。まず、各委員に事前にお配りさせていただきましたが、今日、また改めて、同じものを資料として配布させていただいておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

まず、条例の名称でございますけども、先程申しましたが、人権尊重の社会づくりを目指すといったことから、鳥取市人権尊重の社会づくり条例という名称にさせていただきました。毎年夏に、人権尊重社会を実現する鳥取市民集会が開催されますけども、その集会の名称とも合致するものです。

次に、条例の制定の趣旨や人権尊重の社会づくりについての基本的な考え方、決意などを明確にするために、前文を設けることといたしました。ご覧いただきますと、私たちは、というところから始まりますけども、「私たち」とは、「市民」と「市」を表しており、「市民」と「市」が協働して人権尊重の社会づくりを推進することの決意を表明するものです。内容といたしましては、私たちは、日本国憲法の理念、世界人権宣言の理念に則り、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に努めてきた。しかしながら、今日でもなお、差別、その他の人権侵害がなお存在し、あるいは新たな課題も生じてきている。このような状況において、鳥取市に暮らし、働き、学び、集う、全ての人の人権が尊重され、心豊かに暮らすことのできる社会の実現が求められている。このような社会は、市民一人ひとりが違いを認め合い、支え合うという共生社会を実現していくことが必要です。そして、私たちは人権尊重の社会づくりを推進するため、先人たちの取り組みを尊重しながら、市民と市が協働して、地域の課題解決に向けて努力する決意をし、この条例を制定するということで結んでいるところでございます。

次に、条文の内容でございますけども、まず第1条の目的でございますが、改正案といたしま

しては、人権尊重の社会づくりの推進について、市民の役割及び市の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（人権施策という）の、推進に關し必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される心豊かな社会の実現を図ることを目的とすると。

・ I 委員

すいません。これ、読まれなくても、時間の関係で構成のポイントだけを言ってもらった方が。

・ 事務局

ポイントだけを説明させていただきます。先程、説明しましたが、いわゆる第1条につきましては、従来の差別をなくすという視点から人権が尊重される社会の実現の取り組みを進めると、そういう考え方についた内容としております。右側の説明のところにこういった考え方を一部、記載をしているところもあります。

次に、第2条の定義でございますけども、市民について、これは、第2回の審議会の時に、皆さんからいろいろご意見をいただきましたけども、市民の定義ということを定めております。これは鳥取市の自治基本条例の市民の定義から引用して、新たに設けたものでございます。

次に、第3条の市民の役割でございますけども、ここにつきましては、市民自らが人権尊重の社会づくりのために、主体的な役割を果たすと、こうした考え方で案としております。また、市民の役割を第3条、それから、市の責務を第4条とすることで市民の役割を前に規定しております。これは人権尊重の社会づくりの主役は市民であると、そういうことを示せたらという考え方でございます。

次に、第4条の市の責務でございますけども、ここでは市民の人権意識の高揚を図ること、その社会的環境づくりに努めるといったことを狙いとしているところでございます。

次に、第5条の市の人権施策の推進でございますけども、ここでは国や県、あるいは様々な関係団体等との連携によって、施策の推進を図るといったことにしております。また、第2項では、人権施策基本方針を策定するということで、本市が取り組む全ての人権施策についての、基本的な考え方や、方向性を示す鳥取市人権施策基本方針の策定について規定しています。それから、第3項では、必要に応じて実態把握に努めるということにしております。

第6条の市民と市との協働でございますけども、これは、市民と市との協働で人権尊重の社会づくりを推進するという規定を新たに設けたものでございます。

次に、第7条の協議会でございますけども、鳥取市同和対策審議会に代わる機関といたしまして、人権尊重の社会づくりを進めるための、総合的な施策について協議するということで、鳥取市人権尊重の社会づくり協議会を置くということにしております。

第8条～第12条につきましては、協議会の詳細について規定することとしています。

最後に13条につきましては、委任事項について規定するものでございます。以上の13条からの構成で、この改正案のたたき台を提案させていただいておりますので、審議の程よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

・ 会長

ありがとうございます。これから審議に入らせていただきたいと思います。たたき台というふ

うに、たたき台でもあり、素案でもあります。この前文の方から順次、お互いに意見を出し合っていきましょう。

・F委員

その前にちょっとよろしいですか。

・会長

はい。どうぞ。

・F委員

先程の事務局の説明の中で、個別の視点ではなく人権施策、あらゆる人権課題解決を目指す位置づけでということで、提案がありました。ただし、あらゆる人権課題の解決を目指す位置づけということは確認をしましたけれど、じゃ、そこに個別のことときちんと入れるかどうかということは、審議会に任せられたというふうに思いますので、その意向で進めていただきたい、そういう意見もありました。個別の視点は入れませんということは、合意ではなかったと思っていますので、そういうことも含めて、意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

・会長

いいじゃないでしょうか。

・G委員

このたたき台は、どこから引っ張ってきたみたいな感じがするのですが。前文の中の、国際化とか、情報化とか、そんなどにしても例えば、高齢化って言いましたって少子高齢化とか、それから一番大事なことは地球温暖化ということだから、これが入らんと。よそのやつを取ってこずに、鳥取市にあったような目的というか、その考えでいこうかという、そういうことを考えていかないと。これはたたき台ですからこの表示を直せということだったら直しますけども。もういっぺん根本的に、鳥取市人権尊重の社会づくりの条例ということになった、もう1つ経緯を、この左の方が右のたたき台になったその経過、そのことを私はちょっと欲しいと思う。

・会長

そういう要望がございますけれども、経過につきましても簡単に説明出来ますか。ずっと過去に遡って、時間がなかなかないのですが。

・G委員

じゃ、これでいくかということをとりあえず確認してからに。

・C委員

関連してですが。これは、たたき台ということですから、これから委員の皆さんとの議論を経て、よりいいものにしていくという前提がある。ただ、私、このたたき台について、全体的にみた印象ですが、このたたき台を送っていただいた文書に、委員の皆さんのお見を参考にしてという文言がありますが、委員の皆さんのお見を参考にしてというのは、当初は文章で案を出せということがありましたし、それから今までの委員会でいろんな議論が出ている。それで、私は文章でも出しましたし、それから今までいろいろ問題点を主張してきた。

ところが、これを見るとまったく私の主張や意見は殆ど斟酌されていない。ですから、委員の皆さんのことですけど、私、委員の皆さんの中に入ってないかな、どうかな。これ、余談

ですけども。反映されていないということです。それから全体的な印象として個別の課題とか、あるいは差別とか、そういう文言がもうまったく消えてしまっている。ですから、正に極めて抽象的な観念と言いますか、理念と言いますか、そういうものになっていると思う。それから、今までの条例では、いわゆる市が先に来て、市民が後にきていた。ところが説明ではあくまで人権問題は、主役は市民だ、だからこの順番を入れ替えたという説明がありましたけども、確かに、市民が主役だということには異論はない。ただ、そこまで市民の人権意識というものが成熟しているかどうかということを考えると、市行政が、やはり主体になって向上に努めていく必要がある。ここが逆転している。

それから、今まで実態調査で実態を把握するということになっていますが、これも調査が替わるという、どういう手法で把握されるのか、実態を把握する場合に、私は調査が一番大事だと思うが、その実態を把握するのに、どんな手法で把握されるのか、この辺も極めて疑問が残るところ。さらに、審議会のところも、協議会に変わりますが、今までの行政では、地方自治法に基づく云々という部分がありますが、これが抜けている。これは非常に大事なところが抜けていると思う。そういうことを相対的に見ていくと、人権課題が非常に多様化して広がってきたという事実は、私は認めているが、そういうことを、言い方はちょっときついと思うが、ものすごい後退をしているという印象がありますので、正に条例を改正するための本質がここに出てきたかなという印象を持っています。

・会長

委員の皆さんのお意向、ご意見が、どのように集約されたかどうかということに疑問を持たれています。その辺りはどうでしょうか、事務局。

・事務局

作成にあたりましては、前回、方向性が示されましたので、この時に、差別をなくすというよりは、人権尊重という視点で、そういうことでございましたので、その方向で作らせていただいております。それぞれの意見を沢山いただきしておりますけども、その中からこの方向性に沿ったご意見は反映をさせていただいていると思っております。沢山、意見が出ておりますので、私の意見がというふうに言っておられる方もあるかも分かりませんが。

・会長

個々の意見は全部踏まえてというわけではなく、分かりやすく意向をある程度集約した形で、素案づくりをしたということでございますが、C委員さん、そのあたりについては、どうお考えでしょうか。仕方がないかなと思われるでしょうか。

・C委員

仕方がないとは思わない。私は、これで本当に、これだけで、部落差別にしても、あるいは女性差別、障がいがある人の差別や、その他ハンセン病の問題とかね、いろんな課題が、本当に解決に向かっていくのかなという気持ちがある。ですから、これではちょっと納得がいかない。これは、いわゆる基本法あるいは理念法で、あともう1つ、個別の課題に対する条例とか、あるいは総合計画とか、そういうものを作られるのなら別ですが、これがすべてだということになると、とても議論に値しないという気がします。

・F 委員

すべての意見が踏まえられるかと言えば、そうではないところもあると思います。多分、それぞれにこういう意見を言ったけど、盛られている、盛られてないがあると思うので、1つずつ見ながら、私はこういう意見を持っていたんだけれどということで、しっかりその辺をかみ合わせていくというような議論の進め方がいいのではないかと思います。もう1つは、今、事務局が話されましたぐ、差別をなくすというよりも人権尊重でと言われますけれど、差別をなくし人権尊重をすると、こういう意見も多かったと思います。多くの意見はどちらかというと差別をなくし、人権尊重をという意見が多かったと思いますので、固定的な偏ったような意見表現は止めていただきたいと、私自身は思っていますので、そういう意味でいうと、私自身もそういうことも含めて、1つずつ見ながら意見は言いたいと思います。

ただ、G委員の、先程出た、たぶん名称に関わる問題のところからだと思いますけれど、人権尊重の社会づくり条例になった、これをたたき台として出した意味をもう少し説明してほしいということについての説明が出来てないようです。ただ、集会がこういう名前だから、集会に合わせるような条例ではないし、集会は集会でやっぱりそういう目的を持って集会名称も出来ているわけですから。そういう提案をするという意味でいうと、もう少し丁寧な説明をして、それについてどうかということの意見を求められたらいいなと思います。だから、名称の問題から話題が止まっているという今の状況ですよね。

・事務局

先程の、今までの部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例からちょっと視点を変えた形で、人権尊重社会づくり条例ということで、提案をさせていただいたが、何故そういう提案をしたかということについては、平成13年9月の地対協意見具申。その中で、差別意識を解消するための手法として、普遍的な視点からのアプローチ、それから個別的な視点からのアプローチ、そういう2つの手法がある。この2つの手法は、いずれも対立するのではなくて、その両方のやり方が高め合って人権意識の向上が図られて、差別も解消してくるといったような記述がされています。そういう観点で、今現在の条例はどちらかといえば個別的な視点からのアプローチかなといった感じを持っておりますし、この度提案させていただいたのは、この人権尊重という普遍的な視点からのアプローチということで提案させていただいたと思います。つまり、差別意識の解消という目的であれば、個別的な視点からも普遍的な視点からも、目的としてはそれも含まれているという解釈と言いますか、そういう理解をしていただけたらなということで提案をさせていただいたところでございます。

・G 委員

今、問題になっているのは、一番初めの名称っていうか、人権尊重のまちづくりと社会づくりとどう違うかと思って、私も大分悩んで考えてみると、社会づくりっていうのはやっぱりコミュニティで、それは1つのコミュニティに立った大きいコミュニティ、学校なんかでもコミュニティスクールと言い、学校は単独であるわけじゃないと。だいたい地域社会というのは、やはりその社会という捉え方です。どういう捉え方をしたらよいかというと、たいてい、まちならまちというのはそこのまちですから、鳥取市のまちとか。広い意味を持っている。だから、社会づく

りでも今日に立った大きい意味のまちづくりですが、いいように言ったらコミュニティですか。鳥取市民なら鳥取市民。ところが、まちづくりということになると、例えば湖南のまちづくり、遷橋地区のまちづくり、こういう狭い意味に捉えてまちづくりという。ところが、この大阪やいろんなところを見ると、まちづくりというのがあり、堺市もまちづくりというのが、いろいろな捉え方がある。我々はこれをどう捉えて、鳥取市民なら鳥取市民、ばっかりじゃなしにもっと広い、いわゆる鳥取県の場合、日本とかそういう広がりを持ったものでないと人権というのは広がらないじゃないか、輪を描かないといけません。人権の場合は輪を広げていくということです。そんなのだったら、ただまちづくりさえして。いや、今やっているまちづくり協議会みたいな格好になるのでは。

・会長

いろいろ意見が出ておりますけど、それでは、今、名称に関わる問題が出てきておりますので、これについてちょっと深めてみましょうか。鳥取市の人権教育協議会、あの会の名称を、こういう方向で変えられているようです。そういうものとの整合を図ることも出てくると思いますが。B委員はどうですか。参考意見でも聞かせていただければ。

・B委員

社会というのはちょっと抽象的な感じですね。

・D委員

県は社会づくりとしている。

・会長

社会づくり、まちづくり、これは、私は大きく違うところはないと思いますが、私も一昨日大阪から帰ってきて、そういう問題について、交流研修をやって、大阪では、やはりまちづくりという言葉がほとんど使われている。それは自分の町内でもまちづくり、あるいは地域でもまちづくり、大阪市全体もまちづくりという方向で考えておられるようですね。

・F委員

名称に関わってですけれど、私はこの社会づくり条例でもいいと思っています。ただし、皆さんの方がまちづくり条例でいいと言えばそれでいいと思います。が、ここでなぜ社会づくり条例なのかということを、私は私なりに考えた。ただ、エリアだけの問題を言っているのではなく、人が元々持っている人権というものがどれだけ尊重されたり、確立をされるのかということを。それはただ単に考え方だけではなく、それを社会の制度としても整えていくんだということに社会づくりというものがあると思う。そういう点で、私はこれは鳥取市が人権尊重する、そういう社会を作るんだという、こういう実現の提案だというふうに思いましたので、そういった意味でこの社会づくりでいいのではないかと私は思っています。

・C委員

名称は、あまりこだわらないが。ただ、中身が伴つたらこの名称でも構わんと思います。問題は中身だと思います。

・N委員

私も読んだ時に、凄く大きく捉えていて、理念的な部分が凄くあるなど。理念としては大きく

反対意見はないが、全部読み終わった時に、細かい部分については、女性問題については、子ども問題については、ということについては、この協議会の中でいろんな部門を持って検討していくかないと突っ込んだ施策にはならない。これだけで終わってしまうと、本当に絵に描いた餅みたいな形で終わってしまうと思ったので、この協議会がどういうふうに動くのかというところに基点をおいて、検討というか、教えていただきたいと思いました。

・A委員

私も賛成で、7条の協議会を常設するのか、委員長が必要と認めたときというような不定期にするのか、あと協議会の構成をどういう目的で、どういう内容とするのか、これに懸ってくるのではないか。こここのところをしっかりとおかないと理念のところはともかくとして、協議会そのものが機能しないような状態でこの条文が成立すると、おそらく何もないに等しいことになる。ですから、たぶんこの理念に即した形で7条が、皆さん言うような、これまで議論してきたことがこの7条以下の骨子にどううまく位置づけるかという、そこが争点になると思います。

・事務局

個別の課題の対応ということですが、鳥取市は平成19年に鳥取市人権施策基本方針を策定しております。その基本方針の中に個別課題の推進ということは記載をしております。この条例で協議会を設置するとしておりますが、その人権施策基本方針の見直しとか、そういうことが出てくる場合は、この協議会で審議していただいたらと考えております。

・F委員

本来なら、1個ずついくのが筋かもしれません、今、第7条に行ったので、これはもう第7条の論議をするんだったらここでしようと思って、今、手を挙げさせていただきました。先ほどどの事務局のお話しさは手法の問題だと思います。ただ、先ほどからN委員やA委員から出たのは、この協議会の位置づけはどういう位置づけになっているのかということと、もう1つは、その協議会というのは具体的にはどういう任務を持って、何をやるところなのかというところがはっきりしていないというところが、今、出た問題ではないかと思います。私はそのように受け取れました。それで、私自身もこの協議会の条文を読んだ時に、この協議会は果たして何をするものなのかと。もう1つは、例えば、今、現条例では鳥取市同和対策審議会となっておりまして、地方自治法に基づきとなっています。きちんと位置づけられています。じゃあ、位置づけのないその協議会って、果たしてどんな役割をするのか、明確ではないと思ったものですから、私もその辺はきちんと論議をしていった方がいいなと思いました。

・会長

事務局、そのあたり、どうお考えなのか。

・事務局

これはたたき台ということで、作らせていただいております。委員の中でそういった審議をしていただいたら。

・会長

ご指摘を受けたということでね、はい。

・F委員

そういう意見を持ちながら、前文から1つずつでも進めていきましょう。

・会長

それでは名称は終わりましたから前文から入っていきたいと思います。審議を進めていきたいと思います。

・I委員

名称は人権尊重の社会づくり条例ということですか。

・会長

はい。問題が残りますかね。

・I委員

先ほども言われたように若干抽象的で、そういう人権の年1回の研修会の中で人権尊重の社会づくりというようなことになっているから、それでいいんじゃないかということがあつたんですけど、でもその条例を作るということは、やはり過去ずっとその差別が続いてきて、まだ現在の社会においてもいろんな場面、場面での差別が起こってきているという、そういう社会的な課題もあって、そういう新たな差別が加わってきた、にも関わらず、その課題も解決ができるかどうかということを考え合わせますと、やっぱり人権尊重の社会づくり条例で本当にいいのかなということを疑問に思います。もっと抽象的な言い方ではなくて、具体的な言い方を示すような条例の名前はどうかなということを思うことと、それから、前文に返させてもらっていいですか。

・会長

個別ないろんな問題はたくさん出てくると思いますが、そういうものはまた、別の糸口から扱っていかないといけんではないかというふうに私は思っています。

・I委員

それで、今ここで確認とるとすれば、この名称の問題はこれでいいのかなということで落ち着かれるのか、あるいはもっと検討すべきなのかっていうことをまず意見合意することが必要じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

・会長

分りました。そうしたら、確認が十分できておりませんでしたから、それを確認していきたいと思いますが、どうでしょうか皆さん、非常にこのたたき台の名称でやっていくのがいいのか、あるいはもう少しこれを考え直していく方がいいのか、そのあたりについて。

・A委員

ですから、なかなか議論、戻しちゃうようなんんですけど、この協議会がトータルに、いろんな差別の問題に対してチェックをし、場合によっては条例が必要ではないかという議論も始められる、ないしは小委員会を作れる。そういうようなわりと上部のそういう全体のトータルのこの人権が尊重されているのか、差別の問題が鳥取で起きているのか、そういうことを点検できるようなそういう協議会として位置づいて、その中で、例えば男女共同参画の条例が鳥取市に位置づく、同和問題の条例が位置づく、障がい者の問題が位置づく必要があるんじゃないかというような、そういうことが提言できていけるような、何かそういうトータルなものとして、この人権尊重の社会づくりというような形になればうまく皆さんのお見が一致するんじゃないかなとは思っています

すね。

・ I 委員

それで、A委員がおっしゃったように、部落差別をはじめとするそういう差別を残さないというこの条例があつて、あつた上にこの人権尊重の社会づくり、男女共同参画推進条例もできていますね。それから子どもの人権条例もありますかね。まだですね。そういうものができていく中でも、この人権尊重の社会づくり条例があつて、そして、そういう部分の条例をそれぞれ持ちましようということならば、人権尊重の社会づくりでいい。ただ、あらゆる差別をなくしていく条例を廃止してこれを作ろうというわけでしょう、そのところでちょっと矛盾を感じる。それで、本当にこここの名称の部分がこれでいいのか、誠に曖昧になってしまふ、ひょっとしていろんな差別があるが、この事についてはどう取り扱うんだって、個々で扱うということなのかも知れませんけど、今のこの中身から言うと、非常になか抜きをしたような条例であるということですから。ならば、この名称のところから本当に真剣に考えてこの中身を、もうちょっと充実したものに持っていくことが必要だと思う。

・会長

そういう個別の問題に対応できるような表題ですね。

・ C 委員

私も、今までも言ったと思うが、看板が変わるということは、やっぱり中身が変わってくるという、八百屋の看板を出しておいて魚の刺身があつたりというようなことはあり得んわけですから。ですから、看板が変わることはやっぱり中身が変わるという前提がある。名称を非常に私は大事にしなくてはいけないと思う。やっぱり基本的には私の意見としては、今、取り立てて変える必要はないという意見を持っている。ただ、それは言っても、いろいろ皆さんの意見もあるようですから、かたくなに言ってもどうかと思う。ですから、問題は中身、中身がそれぞれの個別、具体的な課題が解決されるという、そういうことが担保されるようなものであれば、あえて捉われないという前提で進めば。

・会長

そういう方向は皆さんがもたれていると思いますが。さて、この表向きのこの条例、名称ですね。頭から条例決めてから中身の方に入っていくのか。中身をある程度検討をした上で条例の名称を、問題が分かれるところですけど。

・ I 委員

ですから、先程、私が発言したように、先生が言われたよう人に権尊重社会づくり条例、これがあることによって個々の問題点の条例が出来てくるなら、これで良いかもしれません。

・会長

この中で。

・ I 委員

はい。この中に問題等が盛られてくることによって、男女の人権、子どもの人権、それから障がい者的人権、そういう諸々の差別に対する条例が、それから部落差別をはじめとすると、こういうものが残っているとすればそれを総括するような人権尊重社会づくり条例というもの、これ

であって良いかもしれません。でも、これをなくして個別にということになると、ここに大きな矛盾が出てくるわけです。いかがでしょうか。

・F 委員

私は実はこの名称で賛成ですというふうに言った理由は、実はこれから提起をしようと思っていたんですけど、前文なり目的なり定義のところに、この条例としてはどういう人権課題を対象とするのかという定義をきちんと設けるべきだと思う。その上において、そこにやっぱり反差別人権という思想をきちんと貫く条例にしていくこと。そうすれば人権の社会づくり条例でも良いと思ったものですから、この定義をきちんとするとところと、その定義をきちんとすれば協議会も何をするところかということが自ずと出てくると思う。そういう意味では定義をきちんとすることということを私自身は意見として言おうと思っていましたので、そこはきちんとできれば、私は社会づくり条例でも良いのではないかという提案です。

・会長

ありがとうございました。

・F 委員

それで、ただ、ここで喧喧諤諤していても、今日はどちらにしてもこれが決定にはならないかなと、今の状況で思いましたので、今日は議論をして、例えば次回の時に最終的にはもう決めていきますよという方向にするんだというふうにしても良いと思いました。

・会長

次会にはそれの原案が出されるわけですね、今度は、話を踏まえて。決定するわけではないんですから。今の考え方の方法は事務局とそう変わりないと私は思っているんですが。どうです、事務局、それで、お話なさっていたんじやないでしょうか、F 委員さんもおっしゃっている方向で、そういうことを。

・C 委員

ただ、事務局の説明がありましたけども、いわゆる個別の視点から入るのか、あるいはその普遍的な視点から入るのかという、ここもかなり慎重にやっていかんと私はいけんと思うんですけど、今までかなり個別のことを非常に重視してきたと思うので、人権尊重というのは誰もこれは反対だとか異論がある人はないんです。ただ、人権は大事だけども、しかし、まあというようなことで、いろんな差別を正当化する、あんなこともあるし、こんなこともあるというようなことで、人権尊重に異論はないけども、個別の問題に入るといろんな理由を挙げてやっぱり差別を正当化するというか、私達は実際に啓発に関わってきて、それを痛烈に感じて知っているんですよ、実態を。だから、そんな普遍的な視点でというようなことが入ったって、総論賛成、各論反対になるんですよ、実態が。だから、それを提案された、今まで個別で具体的な問題よりもそういう普遍的な極めて抽象的な問題から入った方が、人権尊重の社会をつくっていく上で、その方がいいんだという、こういう根拠があつて提案されたんだと思うんです。ですから、そのあたりをちょっと説明してほしいと思うんです。その方が普遍的な視点から入った方が人権尊重社会をつくる上で効率的で結果がついてくると判断されたもののその根拠。これはやっぱり内容に関わってくる非常に重大なところ。

・会長

まず、名称からいきましょう。F委員がおっしゃった方向、事務局もそういう考え方を持っておられるようですから、そういう方向で進めてよろしいでしょうか。

・E委員

会長さん、ちょっと聞きたいんですけどね、時計の針を逆転させるようで申しわけないんですが、左側のこの名称は賞味期限が切れたんですか。

・F委員

まだ切れていません。

・E委員

だったらこのままでいいと思うんですけど。

・会長

見直しが必要ではないかということでこの会があるわけです。

・E委員

名称も変えなければいけないのか。

・会長

いや、まだそんなことは決めていません。

・C委員

ただ、この前文のところに、事務局の説明では、市民が主役だということをおっしゃった。ところが、わざわざ、今日でもなお生命・身体の安全に関わる事象や社会的身分、門地なんか、こんなこと市民には分からぬ。社会的身分だ、門地だというのは、何で部落問題という表現がなくなつて、わざわざその難しい社会的身分だ、門地だ何だつて、我々啓発に関わつておる者は知っていますけど、一般の市民の人は分りますか、これが。

・会長

今のような意向は次の原案に盛り込んで、次に提起していただきたいと思います。

・E委員

会長さん、私が言いました、残してはだめなんですか。

・会長

いや、現在の条例の名称、残しても良いというご意見もある。

・E委員

変えなければいけない理由というのがあるんですか。

・事務局

よろしいですか。また、初っ端に戻っているような気がしてならないのですけども、元々この会では、諮問をさせていただいている意図は、鳥取市における現在の同和行政、今後のあり方を踏まえたときに、特別対策から一般対策へ移行した今の状況で、現在の条例は同和問題を特別に取り扱う内容となっているが、これを総合的に人権を確立するための条例としていきたい。そういう諮問をさせていただいたと思います。そういうことを踏まえた中で、どうでしょうかというご意見をいただきたい。一つ一つの具体的な施策について議論していただくのではなく、さきほ

どA委員から協議会にこういうものを盛り込んだらどうだろうか、とご意見があつたように。

だから、1つひとつの議論をしていただけたらありがたい。また、何でこれが必要かということになると、何か、初っ端の中身に戻ったような気がするものですから、ちょっと大変失礼な言い方かもしれませんけど。より幅広い人権課題とするための条例をつくることが必要だと考えているので、行政としては審議会委員の皆さんにどうでしょうかという諮詢をさせていただく中で、それに対して、じゃ、これはというご意見をいただければありがたいです。

・会長

どうして、今、見直しが必要なのか、この辺りがぼやけているから、その辺りにご意見をたくさん出してくださると思う。今、おっしゃったようなことも充分踏まえて、原案づくりを今度はしてもらいたいと思っておりますが。

・F委員

今、事務局のお話にあつたように諮詢は受けました。ただ、その初っ端に戻ったのではなく、それらを踏まえながら、やっぱり差別をなくすということと、人権尊重というのは繋がっているんだと、対立するものではないんだということできちんと捉えていけば、じゃあ、今のままでいい、または、あらゆる差別をなくすという条例でもいい、または、人権尊重の社会づくり条例でもいいという、こういう考え方たに、今、たっているんじゃないと思うんです。ですから、私は、そういうことを踏まえて、次回、例えば、中身を精査していくながら、次回、最終的に決めたらどうだろうというふうに思います。

・会長

委員で、何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。

・J委員

途中から入ってきて、最初の、皆さんのご意見を伺ってないので的にはれになってしまふかも知れないんですけども。私は、やはり人権という大きな、人権を守るということを一番出したいという思いがあり、人権を侵害するということの中には、差別以外に様々な要素もあると思う。差別が一番大きな問題ではあるが、人権の侵害には差別、そして、それ以外の様々な多くの侵害事例というのがあるのではないかと思う。ですから、あらゆる差別をなくする条例というタイトルではなく、やはり、その人権を守っていくんだ、人の権利というのをしっかりと尊重していくなければいけないんだという思いも出したいなと思います。

・会長

ありがとうございます。その他、今の点についてはいかがですか。

・I委員

名称はあとにまわして、この中身をきちんと精査しながら、最終的にはどうするかということになっていくということですか。

・会長

そうですね、次回に。じゃ、前文についてはいかがでしょうか。

・I委員

前文のところですけど、私が気がつきましたのは、7行目の「しかしながら今日でも、なお」

というところがありますね。「しかしながら、今日でもなお、生命・身体の安全も脅かす事象や」という、差別事象や、安全を脅かす差別事象や。それから、先程、部落差別ということがあるんじゃないかと、社会的身分のという言いかたではなくって、きちんとそこを部落差別、人種、民族、信条、性別、障がいがあることなどによる不当な差別や、その他の人権侵害が存続しているということが明記されたらどうかと思います。また、国際化や情報化、種々の、環境の問題もおっしゃいました、そのことも、また議論をしていただければと。国際化や情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな問題、課題、その辺りの問題か、課題かと、も生じているということも議論していただければ。

それから、このような社会において、鳥取市に暮らし、働き、学び、集う、すべての人々が人権侵害をされることなく、互いの人権が尊重され認め合い、心豊かに暮らすことのできる社会の実現が急務であると示して欲しいなと。そのためには、市民一人ひとりと地域、企業、行政の努力によって初めて実現できるものであり、市民一人ひとりが人間としての自由と尊厳を重んじ、誰もがかけがえのない存在であることを互いに尊重し、価値観や個性の違いを認め合い、支え合うことのできる共生社会を実現していくことが必要です。というような、その一つひとつの文の中で部分的な修正を加えながら、差別があるんだということや、人権侵害があるんだということも示したらどうかなというようなことで、今、私なりにちょっと文章修正を提案してみたいと思います。

・会長

ありがとうございました。大変良い知恵を聞かせてもらいました。その他の方で。

・A委員。

ペーパーに出していくだぐと、もう少し理解が。今日でもなお、生命・身体の安全にかかる事象というところを、差別、脅かす差別というふうに確かに限定されたかなと。

・I委員

安全を脅かす差別事象。

・A委員

差別事象ですね。そこと、I委員が言っているような問題等に該当するかどうか分かりませんけど、要するに、身体やら生命の安全、貧困の問題、いわゆる労働からくる格差の問題、そういう問題がすぐ差別というよりは、その人の人権を侵害し、結果的に差別に繋がるけども。しかしそこで、最初から差別と括ってしまうと、洩れる問題が出るかなという意味で、ここでは、差別と限定しない方が逆に良いと思います。

・I委員

それは、議論してください。

・A委員

こうやって、多分、1つずつを確認して、その中で、多分、新しい問題が解決するんですね。だから、この人権ということを少し意識され始めているという問題、多分、この文章の中で出てきまして、今ちょっと僕は、揚げ足取ったようですが。こういうので、修正を加えていきましょう。

・F 委員

まず、前文の1行目です。ここは、日本国憲法の出だしから始まっていますが、実は私自身は、鳥取県の人権尊重の社会づくり条例の制定のときにこういう議論をしたということを聞いたことがあります。それは、何かというと、すべての国民にという、この国民にという捉えはどういう定義なのか、日本国籍を有する者だけを国民とするのかどうなのか。そうでない者も、この鳥取県内には住んでいるんだと。そういう意味合いから、すべての人間はという、国際法に照らしたピープルですね。こういう議論があったということを聞いております。私は、鳥取市においても、すべての人間が生まれながらにしてという、やっぱりここから始まるべきではないかということを、まず1つは考え方として、文章にはなってきていませんが、考え方としてそれを提案したいと思います。

2つ目です。そこから4行目、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、同和問題をはじめとする、あらゆる差別の解消に努めてきたと。努めてきたけど、どうなんだということがない。しかしながらとは書いてあります。しかしながら、今日でも、生命・身体の安全にかかる事象やとは書いてあります。結局、これ、概念が違う。この、差別の問題と人権の問題の概念が違うのに、それを引っ付けて書いてしまっている。さっき、J委員さんが言われましたよね。人権侵害の問題は差別だけが起因ではありませんと。もちろん、差別が大きくはありますけれど。とすれば、今まで取り組んできた同和問題をはじめとする、あらゆる差別の解消に努めてきたが、未だに、この差別はなくなっていないというのがくだりではないでしょうか。

そして、また、それらの状況から、今日でもなお、云々と、今度は人権にかかわる課題が出てくる、こういう文章の繋がりにならなければおかしい。ここは、ちょっと文章的にというか、問題の捉えとしてのきちんとした定義、そして、文章の繋がりが出来ていないと私自身は考えました。もう1つは、そのくだりの国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきているという。じゃ、具体的にどんな課題が生じているのか、例えば、何々などというような新たな人権の課題が生じてきているというような、こんな書き出しがないと、なかなか、じゃ、新たな課題って何ですかという形になりはしませんかと、そんなことを感じています。そして、今度は、一番最後の段落です。私たちは、人権尊重社会づくりを推進するために、先人たちの取り組みを尊重しながら、市民と市が協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をし、この条例を制定する。先人たちの取り組みを尊重しながら、これをわざわざいるかどうかと思いましたけれど、1つは、ここで挙げている地域とはどこを指すのか。また、地域の課題解決に向けてという、この課題というのは何なのか、これは、やっぱり定かではない。

ここでいう地域は、何を指すのか、私たちが、ここで出そうというのは、鳥取市の条例（案）です。なのに、地域とは何を指し、また、地域の課題とは何を指すのか。だから、ここがすごく曖昧な気がします。そういう意味でいうと、もう一度、私がさっき言いましたけれど、ここで、私たちが、この鳥取市が、今、作ろうとする条例で、扱う人権の課題が何かということをきちんと明確にしておくという必要が改めて出てくるのではないかと思います。

・会長

提案をいただきました。段落的に見ると、やっぱり中略的なところがありますので、これ、や

やっぱり次回挿入しないといけない言葉だと思います。

・C委員

また、ここで、人権と差別というものの概念との定義をちょっと明らかにしておいてもらった方がいいですね。やっぱり共通認識を持った方がいいと思いますので、何か、ゴチャゴチャになりやすい部分があつて。

・会長

今、2人の委員さんから提言がございましたけれども。

・G委員

高齢化というだけじゃない、少子高齢化。それから、もう1つ、その下、地球温暖化という、これ、非常に大事な問題だと思うんですよ、それを挿入していただきたい。それから、真ん中辺の、このような状況においてというところに、4行目、ことのできる社会の実現が求められている。すなわちというのがおかしい。このようなっていうと、文章が続いてない。求められている。すなわちこのような社会はっていう。すなわち、をそこに入れていただきたい。それで、一番下の制定する、のすぐ上に、決意をし、という、これは過去形です。いわゆる決意をしたっていう過去のことなのです。決意して進行形にしたい、ingに。前向きに、決意して、この条例を制定する。これ、前向きに進んで行くという、ingじゃないと、進行形でないと過去形ではおかしいという、その3点です。

・A委員

G委員さんの意見の、最初の少子高齢化と環境問題を入れるという問題については、ものすごい大きな問題提起で、実は社会問題一般として少子高齢化、環境問題を入れるのだったら僕は反対です。ただし、差別問題、人権問題、構造的暴力という理論的に人を抑圧する社会構造の問題まで議論をするのであれば、家族構成のありかた、社会構造のありかた、方や、地球規模の環境破壊も、これは分配の問題、生産のありかた、市場のありかたも含めたグローバリゼーションの問題という意味で、もし提案されているんだったら非常にいい提起なんですが、多分この条例は、全体的にぶっ壊れて、根本的に構造的暴力に関わる条例というふうに、僕はした方が全部入ると思います。多分そうすると、日本全国では一番最先端な条例になるけれども、多くの県で理解しにくい条例になるかなとちょっと思います。

・会長

ありがとうございました。というご意見でございますが、皆さん、

・D委員

説明のところにもありますけども、市民と市という使い分けについて、第4条であれ、あるいは6条であれ、出てくるわけですけども、まずこの説明で、私たちとは市民と市を表しているとこう言っておきながら、市の責務だとか、あるいは、特に市民と市との協働といった場合は、市民と行政との協働であると言った方が、そういう使い分けをはっきりしといた方がいいという気がしました。特に、行政、協働といった場合は、市民と行政と分けた方がいいのかなど。あるいは、全体を言うのであれば、市、いわゆる市民も含めて市といった場合が適当ではないか。

・E委員

行政を言われるのでしたら、議会はどうなるのですか。

・D委員

だから、その辺もやっぱり明確にしとかないと、なんだかボヤーっと、市と言ったら、市民も含まれているようだし、行政もだし、議会も。市民の定義はわざにしてありますけど、市の定義がしてない。

・会長

はい。分かりました。

・I委員

すみません。男女共同参画推進条例、それには市の責務、それから市民の責務、それから事業者等の責務というような区分けで条例にはあります。

・D委員

行政の仕組みがね、いわゆる載っておりますけれども、その場合の市といつたらどこまでかということになるのです。案外、多分行政だろうというふうな観点を持ってますけど。それははつきりしておいた方がいいのではないか。

・会長

分かりました。市民と市と言いましたらね、市はやっぱり行政というのが。

・D委員

感覚としては持っていますけども。だけど、その他の場合の市と言った場合は、含まれると。

・I委員

この文言の中には目的を達成するため、市行政におけるすべての分野でという。

・D委員

文章の中にはね、あるけども、ここで説明を加えてあるから。

・会長

はい。ありがとうございました。

・C委員

先ほど事務局に質問した、人権と差別の定義、これをどう考えておられるのか、まず見解が聞きたいということと、定義ははつきりしてほしいということ。それから、この条例、たたき台を作られた根拠として、個別の視点か、普遍的な視点か。それで、その普遍的な視点を重視してこの条例を作り直すということなのですか。それで、私は鳥取市の人権啓発に、今まで本当に市の方針に極めて忠実に長年従事してきたと思っている。この経験の中では、先ほど言いましたけども、人を大切にする、人権を尊重することは当たり前のことだと、そんなこと誰も否定する人はない。ただ、だけどな、あんなこともある、こんなこともあると言って、それぞれの個別の存在になると、いろんなことを挙げてもらって差別を正当化していくという、そういうのがまだまだ根強く残っている。私は、もう実際に第一線で、長年経験してそのことを痛感している。ですから、この普遍的な視点を大事にしてこれを作って、差別のない人権を守った社会を作っていくという、その視点に、視点を変えられたという根拠を、私は知りたい。それで、この説明を求めているのですけど。ここらあたり、ただ言いっぱなしで何もなしということでなくて、

もう少し、明確にしてほしいという気がします。

・会長

事務局出来ますか、説明その辺り。

・事務局

差別の視点というアプローチ、それから、人権を尊重という視点でのアプローチとあるのですが、これは両方がこの相乗効果があって、差別をなくしたり、そういう効果になっていくわけで、差別をなくするというこちらのアプローチを否定しているわけではありません。

・C委員

両面でアプローチできる条例にしておかないと、真の人権尊重される社会づくりなんか、私は出来ないと思います。

・会長

前文のどこでかなりたくさん出ましたけれども、次の目的、ページあたりに入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか、時間が。

・F委員

さっき、私が言った意見ですが、この地域とはとか初めの2つについては、私の意見でやっぱりすべての人間はとか、すべての者はから始まるのは、やっぱり一番良いと思っていますけど、そういう意見だということ。そして、また、差別の問題がどうだったのかという列記をきちんとすべきだということと、それから3つ目の地域とか、その課題解決という、地域の課題解決というのは何を、どういうことを指すのかという説明をいただきたいと思いますけど。初めのは、意見ですから良いです、その地域のところだけ。

・会長

F委員さん、何か、失礼ですけど、委員の方でこうあるべきではないかと、書面にして示してください。

・F委員

いや。これ、曖昧だったら取ればいいと思っています。必要なのかどうなのかは、そう思いますから。だけど、出したからには何かがあって出されたのですから説明をしてくださいと言っただけのことです。

・E委員

F委員の意見、ほとんど一緒に賛成なのですが。冒頭のこの文言の部分は、やはり私の立場から言ってもF委員のような修正であってほしいと思います。当然だと思います、それは。県ではそれをやっているわけですから。それがやっとその人権の問題と差別の問題というのに下りてきました。個人の場合には持っているのだと、人権が、ということで名称の変更もここに至ったんだと思うのです。ということであれば、その個人の理念を提出しておいて、今、F委員が言われたみたいに、ここで具体的な問題事象もそれに転記していくというこの前文のありかたは必要だらうと思います。

・G委員

地域の課題の中で、私は、常に思っているんのですが、同和問題が形骸化をしている。一部の

人の問題であって、我々の問題でない。そして、非常に形骸化しています。しかし、今度は、地域には出ています男女問題だの、そしてアルツハイマー、病気の問題だの、福祉の問題だの、そういうふうな人権侵害につながるような課題がドッと出てしまっている。部落問題というのは形骸化してしまって、それはもう、何かおかしな感じというか、そこに、今一番大きな問題が出てきていると思うんです。だから、この新たな課題という、新たな課題はいいのですが、元の課題を隠して、今、C委員が言われたけど、この、何かここに書くべきだとう。新たな課題というのは、分からぬわけではないが。

・J委員

そうですね、G委員と同じ思いで、やはり差別などの人権侵害がなお存在しているといって、また国際化、情報化、高齢化等の進展に伴ってという新たな問題が出て来たということですけども、人権に関する新たな課題も出てきているというふうに括られてしまうと、その深刻さが伝わらないというのが、おっしゃられるとおりで、国際化、情報化に伴って、新たな深刻な人権侵害が起きているというところをやっていただかないと、例えば、名称を差別をなくする条例という、例えば、もし、人権尊重の社会づくり条例に変えた場合に、どうして変えたのか、その人権を尊重するというのは、どういう要素があるのかということが、やはりここである程度伝わらないと、難しいのではないかと思う。

だから、先程申し上げたみたいに、人権を尊重する、人権を侵害するというのは、差別だけではなくて、例えば、つい最近起きた13歳の女の子が裸にされて、同級生に裸にされて、同級生に動画を撮られてインターネットに公開されるという事件が起きたのですが、こういった事例なんかは差別ではない。でも、非常に深刻な人権侵害。こういう近年起きてきた新たな人権問題について、新たな課題に遭遇しているというふうにとられてしまうと、その深刻さというものが伝わらないのではないか、新たに加えたというところが、なかなか伝わらないのではないかという気がします。

・会長

ありがとうございました。事務局、何か、一言ありませんか。

・事務局

地域のところは何を指すのかということですが、鳥取市全体というふうには考えておりますので、ここはあえてそういうことを入れる必要はないと思っています。

・会長

いいですか、F委員さん。

・F委員

はい。

・事務局

今後、ご議論いただく中で確認させていただきたいのは、C委員さんの方から、いろいろ社会的にも目に付くというのか、もう少し具体的な表現を取り入れるようなご意見だったように思います。それから、先ほどF委員さんの方から、鳥取市が扱う人権課題は何かというような、例えば、人権的な課題というものが間接的な文言として、こここの前文の中に、やっぱりきちんと細か

ぐ入れていくというような文言にしていこうということでよろしいですか。

・F委員

よろしいです。

・事務局

そういう意味ですか。だから、ある程度、現在起きているような、先ほど、J委員さんもおっしゃられましたけども、新たなああいうインターネットによって、事象があつたり、それから人権侵害があつたり、それから、誹謗中傷的な書き込みがあつたり、いろいろ、そういうものが発生しているような、その個別具体的なことを、明確にきちっと前文の中に入れた方がいいのではないかというご意見で。文言は、やっぱり明確にした方がいいのではないかということですね。おっしゃっている意味は。

・F委員

方法は2つあると思う。前文にしっかり書きこむのか、ここの改正案の2条には定義ということで市民の定義がしてありますが、この条例で扱う人権問題及び人権課題とは何かということをここで定義するということもできるわけです。ただ、前文は、何を前文の中身にするか。問題は前文という位置づけは何かということから始まらないといけないと思う。例えば、今までの取り組みを踏まえて、さらに、やっぱり差別や人権侵害は今なお残っているから、より、その問題解決を図るために条例を制定するものであるというふうに。それを前文にしてしまって、この条例としては、この定義のところにこういった問題を扱いますというふうにきちんと提示をする。そういう方法もあると思います。

・C委員

前文は分かるから、やっぱり具体的なところに明確にした方が。

・F委員

そうです。前文はあまり、そんなに具体的にはしなくていいと思う、前文ですから。

・会長

十分その辺は配慮を今後していくべきだと思います。

・D委員

5行目の最後の、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に努めてきたという、ここの同和問題というのは、今の条例の部落問題をはじめという、部落問題で、同和問題というと、なんだかはつきりしない。あらゆる差別というのなら、部落差別をはじめと言つてきているのだから、人権条例との繋がりも、その辺で。

・F委員

部落差別をはじめとするあらゆる差別でという方がよい。

・D委員

そう言わないと。

・会長

はい。ちょっと時間が来ましたから進めます。次、目的、それから、定義のあたり、それから、市民のあたりまでしましょうか。定義、市民の責務等まで、ありますか、そのあたり。

・F 委員

目的のところで、中身は先ほどの、定義の中に入れるのか、前文に入れるのかという議論のところでも出ましたので、それらを踏まえて目的はもう1回、やっぱりきちんと精査をされないといけないと思う。ただ、ここの横の説明書きにある、ここが、私自身は、ちょっと疑問をもっているところがあります。例えば、この米印に、人権意識の高揚を図るための施策とは、人権教育、人権啓発等、人権擁護に資する施策とは、人権相談等と書いてあります。それで、私自身は、1つは、この等というのは何を含んでいるのかがよく分からない。具体的に、どういうことを考えてここの目的を考えたかということになるので、ここの説明書きのところの中身も、十分勘案すべきと思う。何が含まれるのか。それと、人権擁護に資する施策、何が含まれるか分かりませんが、資する施策とは人権相談等、等だけではないはずなのです。例えば、人権、先ほどの、J委員が言わされた、その女の子が人権侵害に遭ったことの救済はどうするのか。人権擁護ですよね、相談だけではない、救済はどうするのか。また、例えば、差別があるがゆえに、またはさまざまな人権侵害があるがゆえに、例えば、今の格差社会という、その社会があるがゆえに、しっかり学ぶ教育システムが出来てないがゆえに、学びたいものが学べないというような、こんな実態もあるわけです。そういう実態を解消するというのが全ての行政施策になるわけです。全ての人権施策のはずなのです。という意味でいうと、ここに「等」って括っているけれど、この括り方って、なんか、どういう意味なのだろうかと思って。ここをきちんとやっぱりとくべきじゃないかなと、理解しとくべきじゃないかなと思って、ちょっと今、提案させてもらいました。

・J 委員

等とは確かに、あまりにも理解しにくいですね。救済についてとかでしたら、また、いろいろといろんな可能性なり、あるいは救済の仕方がありますし、踏み込んでいける場と、あと法的なこともありますし、そういうことになりますと、具体的に持ち込むのだったら、もっと突っ込んで検討していただきたいなと思いますね。

・会長

大事な点でございます。その他ございませんか。次に進めていってもいいでしょうか。

・C 委員

差別があった場合の、その救済、これなんかはどうなんですか、全くこの条例で考えないで、とにかく啓発、啓発一点張りということなんですか。差別事象があった時に、その対応策とか、あるいは被害者の救済とか、そういう具体的な事例に対して、問題が起きた時に、どのように対処するのか、せんのか。その条例の中にどう位置付けるのかという、こちら辺がちょっと聞いておきたいところです。

・F 委員

ちょっと、すみません、私自身もちょっと、その条例（案）の中に救済をどう位置付けるのかなというところがありまして、実際、倉吉市が、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正したというところで、その中にこういう文言がありました、前文ですけれど。ちょっと中略で読みます。「しかし、いまだ予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在日外国人、子ども、高齢者、その他マイノリティーに対する多くの

人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために幅広い人権啓発活動及び人権擁護、救済、相談活動を求められています。市はこれらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定する。」というような文言が、前文ですけれど、あります。

ですから、こういったものを参考にしながら、どこにどのように位置づけるのかということを検討したらしいのかなと。そして、この救済については、市の責務のところに、きちんと、救済の取り組みに努めるというようなことが書かれているというような感じになっています。これらもちょっと踏まえながら入れていったらどうかと思いました。

・ I 委員

端的に、まだまだ問題もたくさんあります。そういう中で、責務のところがあります。市の責務とか行政の責務とかいう議論がありました。やはり、この公的な責務というものは、前段に条文になるべきだと、私は思う。定義の方が先になっています、たたき台の方は。しかし、やっぱり行政の責務というものを、まず、こうやって先だなと、その次に市民の責務ということになってくると思う。

・ C 委員

3条と4条は、あえてこう比較する。随所に市民がはじめとして、この仕組みもやっぱり考えられたら、ここまで、まだ市民意識が成熟していない。

・ I 委員

それと、市民と、やっぱり企業を経営する人達の事業者とのその3つに責務を分けた方がいいと思う。

・ H 委員

私は、市民の役割を載せた方が、市民の皆さんに伝えるには良いじゃないかなと。だいたい、意識とかそういうものって自らが作り上げる。これも、この前も言いましたけど、啓発を強くすれば効果がある、皆さんがそれに従うっていう、それはないんじゃないかなと。それから、2、3日前に、小学校ですけど、人権教育だけの公開授業というのも作っておられました。1つの総括して止められた学校もありますけども。その別な日に普通の学習の公開があって、別な日にわざわざ人権教育の公開というのを作つておられる。やっぱりこれはいずれ1つにしていくべきじゃないかなと、学習活動も、学校生活そのものが人権を学ぶ場そのものじゃないかなと、あるいはその人権を実現する場ではないだろうか。それについて子どもたちが自分の身の回りにある、そういう問題を自分で自ら取り上げていけるような教師になることですけど。本来的に、自分の考えは自分で作ることにどう変えていったらいいのか。意見として。さんは、あまり言わなかつた。

・ A 委員

条例の場合、条例で市にこうありなさいというのではなくて、条例でまず行政をこういうふうに縛るという考え方がある、僕は基本ではないかと思う。これ逆転すると、行政によって市民が動け、動けっていうような、力の逆転する危険性がある。そういう意味では、行政をこう正す、行政はこうあるべきだ、それで市民は一緒にやっていこうというのが、ここが基本であつて、これ、逆転すると大変なことになると実は思っています。**特にこの差別問題に関しては、先生の差別問題**

なんか、正に市民の国民の責務として、こう動きなさいっていう、そこが、社会啓発というか、実は重要な国民を動員していったり、差別問題を克服することが、逆にある意味では非常に国民討論の論理になっているので、啓発というのは非常に危険な要素がある。だから、市民の啓発を前面に立てて条例がくるよりは、まずは、条例によって行政を動かす。それに続いて市民という役割を果たす。その構図の方が僕はいいじゃないかなと思う。

・H委員

同じ考えだと思います、私も。ただ、従来の私たちの町ではありかたがそうじゃなかつたかなと思ってね。一般の町なんかの勉強会見ていると、やらされているみたいなところにたくさん的人が聞くという危惧というか、心配している。それで、こういう条例を変えるという大事な時ですので、何かやっぱり市民の皆さんにこういった、せっかくの機会ですので。それから、やっぱり学校の先生もそうだろうし、市や福祉のかたもそうで、もう、何も言わなくても市民に対して何らかの権力みたいな圧力的なことを感じさせられるものが、これ市民のかたがどうだとか、先生がどうのじやなくてですね。従って、そういう立場に立つ人が、こうしなさいよ、ああしなさいみたいな、それに思われちゃうような姿勢というか、ありかたというのも現に慎むべきだし、これはもう絶対に先ほどの説明ありました、あってはならんことですと思っています。

・C委員

ただ、私はずっと実践してきて感じるんですけど。言われるように、あくまでこれは市民が主役になるというのは、これは理想ですし、そうあってほしいと思うんです。それから、確かにやらされ意識みたいなものもあったことは事実なんんですけど。それで、市民が自発的にやるかっていうとやらないんです。むしろ、市行政の姿勢を見て、いわゆる取決めを交代していくという、これはもう本当に見事に右へならえ。ですから、残念ながらやっぱり市行政が指導的な役割を果たさないと、自発的な市民の役割を果たすといったのは、私は残念ながら現時点では難しいと思います。理想はそうあるべきだと思うんですけど、理想と現実はなかなかそうはなってない。

・F委員

H委員の意見は、私自身は現場での課題にあると思っている。はっきり言うと。自らが本当に人権意識を持つようになったのか、全てがゼロではないと思います。はっきり言うと。様々な今までの学びがあって、そして、差別とは何かとか、人権とは何かという気付きを得てきた、そういう過程もあるし、部落差別をなくすという取り組みの中から、女性差別をなくしていくこうという運動や、障がい者の問題も、他の差別問題の取り組みも始まってきた。ただ、こうなってきたけれど、果たして一人ひとりを見た時にどうかというところでいうと、H委員が持つ課題もあると思います。ただ、それは、やり方であったり、どういう課題をどうこれから解決していくのかということを別のところで議論する話だと思う。それで、そういった意味で言うと、この条例というのは、どこが出るものなのか。鳥取市の基本的な考え方をこの条例で記すわけですから、まずは市が責務をとるべきだというふうに私は思っています。

・会長

A委員から、基本の姿、こうあるべきだという方向を示してもらいましたから、その方向が私も正しいように思います、皆さん、いかがでしょう。

・ G 委員

この条例は、人権尊重の社会づくりの推進について。これはいいです、そこは。市民の役割及び市の責務を明らかにするとは、方法論です。これをするために、方法として、その時に市民の役割と、それから行政というか、市の責務を明らかにするというのは、これは方法論です。方法論の下に、つまり、責務を明らかにするとともに、のところから、するとともにではなく、する中で、お互いの心の通う人権意識の向上を図るためのという、ここが何か抜けているようで、しまいの方に心豊かということが出ていますけども。ここのところは責務を明らかにしたって、どういうふうにするかっていう話、方法論ですから。それは、やっぱり心通うための結局、責務であり方法ですね、1つの、役割であると。何かここに抜けたものがあるような感じがするんですが。いかがでしょうか。

・ F 委員

G 委員、この責務っていうのは、何も責任を取ったかどうかということを責務と言っているのではなくって、市が何をすべきか、じゃあ、それを市民としてはどういうことをした方が良いのかということを記述しようということだと思う。それで、あと、心通うというような表現は大変良い表現だけれど、曖昧な表現はやっぱり条例には向かないというふうに、私は思っています。

・ B 委員

合併地域においては、周辺の、行政が中心になってどんどん進めたわけです、今まで。そういうところ考えてみると、投げると言ったら言い方悪いけども、やっぱり行政の方を初めにして、市民の方をあとに出した方が良いように思う。ですから、3条と4条を入れ替えた方が良いように思う。

・ D 委員

入れ替えるし、文面の中でやっぱり行政を軸にし、その次に市民の役割とかという文言の流れにしないと。

・ F 委員

時間がないので、私、意見を言いたいところがもう1箇所あるのです、5条のところで。いいでしょうか、簡潔に。5条のですね、2に、人権施策基本方針を作成するものとすると書いてあります。鳥取市はもうこれ作成しています。なのに、あえてここに入れたのは何でしょうか。それと、ある意味で言うと、例えば、上に、2の上には人権施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとすると書いてあります。それで、私自身改めて、市が出た人権施策基本方針を見せていただきました。そしたら、その中には、例えば障がいのある者に対しての人権課題については、鳥取市障がい者計画を策定する。男女共同参画推進条例に基づいて、鳥取市男女共同参画計画を策定するというふうになっているわけです。私は、人権施策基本方針を策定するではなくって、もう作成されておりますから、人権施策のこの基本方針に盛り込まれたことが実施できるような行動計画なりを策定するに直さなければならないと思っています。というのが、これで、様々な、例えばさっき言ったような行動計画が書いてあります。だけど、行動計画がないものもあるんですね、はっきり言うと。とすれば、やっぱり様々な人権施策を推進するための行動計画を策定する。または実施計画を策定するにならないと、実質上、N委員が初めに言われていまし

たけれど、絵に描いた餅に終わりかねないという危惧を感じます、基本的に。

・D委員

ここに、あえて2項に入れたというのは、今ある人権施策基本方針の根拠というのがないからでは。

・F委員

いや、鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例等に基づき本市の人権施策を推進すると書いてあるんですね。そのために策定したって書いてあるってことは。

・D委員

だから、こっちに移った場合もそれを謳っておくと。

・F委員

いや、そういう意味合いなのか、それならそういう意味合いで説明をされないといけないし、でも、私はそれだけではいけないと思っていますということが言いたかったのです。

・D委員

それとね、基本方針ですからあくまでも。実施計画であるとか、いろんなものがそれの下にくつついでこないといけない。

・C委員

意地悪な言い方で言うと、今まで言ってきたのですが、これは19年に作られているんですね、この基本計画。これを行政が、この既成事実に条例を合わせる。そういう条例になっているということが言えると思う。ちょっと意地悪な言い方で言うと。

・N委員

私は読みながら、これも見直しをするのかなと思って読みましたけども。

・会長

おっしゃった点、十分配慮していきますので。

・F委員

では、第7条は初めにも議論をしましたけど、協議会の位置づけはどういう位置づけなのか、どういう役割をするものなのか、例えば、A委員も言っていたように、例えば、専門機関をおくのかどうかとかいうことも含めて、やっぱりここは、もう1回たたき台を出さないといけないのでないかというふうに思います。

・A委員

そうですね。これを定例にしなければ、チェック機関として機能をさせるということも入れていかなければ名目になってしまうっていう感じですね。チェックするというところを、何が問題かをやっぱりそこで洗っていく、人権侵害なのか、何が今問題なのか、そういう手段がいるかもしれない。

・会長

事務局も大変頭を悩まして、この素案を作っていますけれども、今日、たくさん出てきましたので、そういうのも踏まえて、また、まとまりましたらご指導なり、ご教授をいただいたらなと思います。

・事務局

貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。このいただいた内容を整理して、修正版を作らせていただきまして、事前に送らせていただくようにしたいと思います。

・会長

では、次回は8月31日火曜日午前9時半から。本日は、以上で終わりたいと思います。いろいろとありがとうございました。